様式第８号（第７条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業集落排水事業公共ます及び取付管新設等許可書  　　　年　　月　　日    　　　　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  年　　月　　日付けで申請のありました出雲市漁業集落排水事業公共ます及び取付管の新設等について、次のとおり許可します。 | | | | | | |
|  | 設置区分 | □新設　　□増設　　□改造　　□移設　　□除却 | | | |  |
| 設置場所 | 出雲市 | | | |
| 公共ます及び  取付管の種類 | 公共ます | 箇所 | 取付管 | ○　　　　m／m　　　m |
| 公共ます | 箇所 | 取付管 | ○　　　　m／m　　　m |
| 工事費負担区分 | □　申請者　　　　　　□　市 | | | |
| 指示事項等  　⑴　工事費負担区分が申請者の場合には、完成物件は工事完了後市へ寄附すること。  　⑵　工事完了後、指定様式による「完了届」を提出すること。 | | | | |
| 備　考 | | | | |
|  | | | | | | |
|  | | | | | | |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。